

「議案第39号 令和2年度生駒市一般会計補正予算(第2回)」の説明資料

児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、就業環境の変化で家計に影響を受けやすいひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯に対して給付金を支給する。

1 給付額

対象児童 1 人につき10,000円

2 対象児童数

900人

※児童扶養手当の全部停止者は対象外

3 申請方法

申請不要(ただし、辞退される場合は、期限内に申出)

4 支給予定日

令和2年6月25日(児童扶養手当支給の口座へ振込み)

5 事業費

9,566千円

内訳 役務費(通信運搬費) 66千円

委託料(システム改修委託) 500千円

扶助費(臨時特別給付金) 9,000千円

6 交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 9,566千円

補助率:10/10(国)

〒〇〇〇-〇〇

奈良県生駒市△△-△

生駒 花子 様

申請は必要ありません！

児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、就業環境の変化で家計に影響を受けやすいひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯に対して給付金を支給します。

なお、この通知は対象予定の方に送付しています。

【対 象 者】

生駒市が支給する令和2年3月分又は4月分の児童扶養手当の受給者

※児童扶養手当の全部停止者は対象外

※臨時特別給付金の対象者で無くなった場合は返金となります。

【給 付 額】

対象児童1人につき10,000円

※令和2年3月で年齢到達(18歳)により資格喪失した児童を含む。

【申請方法】

申請不要 児童扶養手当支給の口座へ振り込みます。

※ただし、辞退される場合は、令和2年6月5日(金)までに申し出てください。

(裏面の受給辞退の届出)

【支給予定日】

令和2年6月25日(木)



※指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、臨時特別給付金は支給されません。

ご登録口座が解約などにより振込みできない状態となっている方は、令和2年12月末までに必ずご連絡ください。

令和2年度 児童扶養手当受給者に対する臨時特別給付金受給辞退の届出書

生駒市長 小紫 雅史殿

- 1、臨時特別給付金の受給を辞退します。
- 2、本人確認のため、下記資料を提出します。

※給付を希望する場合、**届出不要**です。

年 月 日

住 所

受給者氏名

印

生年月日

年

月

日

電話番号

受給者本人確認書類添付箇所

※個人番号カード・住民基本台帳カード・運転免許証・旅券等の写し

○お問い合わせ先・送付先

教育こども部 こども課 庶務係

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

電話 0743-74-1111(内線775・776)